

# ライフあんしんプラス審査申込書

(家賃会員・ライフカード審査申込書)

あんしん保証株式会社  
東京都中央区京橋1丁目11番8号 西銀 MIDビル6階  
TEL:0570-039-440 FAX:0570-025-440

\*上記ナビダイヤルは、大阪市北区に着信し、着信地までの通話料はお客様のご負担となります。  
固定端末からのTEL・FAXご利用の場合は、最大で22.5秒ごとに10円(税別)通話料がお客様のご負担となります。

私(申込者)は、別紙「個人情報の取り扱いに関する同意約款」、「カード会員規約(要約)」及び「反社会的勢力の排除(要約)」及び「賃貸保証委託契約」「個人情報の収集・保有・利用・提供に関し同意いただく内容」に同意のうえ、ライフあんしんプラス(家賃会員・ライフカード)の審査申込みをいたします。私(申込者)は、ライフカード株式会社があんしん保証株式会社に対し、与信を目的としてライフカードの発行可否情報を提供することに同意します。

フリガナも必ず  
ご記入ください。

外国人の方は本人確認書類  
通りにご記入ください。

同居別荘にかかわらず、お申込みの収入で生活されている  
人数(本人含む)を正確に記入し、本表に記入しない  
専業主婦・主夫や学生の方は、その他を正確に記入してください。

派遣の場合は、派遣先  
をご記入ください。

代筆不可・代筆発覚時は契約無効となります。

ライフカード 会員番号	4:2:2:0:0:1:1	申込区分	<input type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 既存 <input type="radio"/> 物件移動 <input type="radio"/> 物件追加
家賃会員 番号	9:8:7:6:0:1:1	申込年月日	20 年 月 日

お 申 込 者	フリガナ 自署	フリガナ 電話	性別	<input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
	フリガナ 生年	フリガナ 月日	生年	<input type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 年 月 日
	フリガナ 居住年数	フリガナ 年 月 日	居住年数	年 月 日
	フリガナ 結婚・転勤・転職・ 就学・就職・独立・ 住替・更新・代理契約・ その他	フリガナ 新居理由		
フリガナ ご住所	フリガナ ご家族	フリガナ 配偶者	<input type="radio"/> 有(共働き) <input type="radio"/> 有(共働きでない) <input type="radio"/> 無 本人含む同居家族( )人 親と(同居)(別居)	
フリガナ ご家族	フリガナ ご家族	フリガナ ご家族	ご家族 <input type="radio"/> 有(共働き) <input type="radio"/> 有(共働きでない) <input type="radio"/> 無 本人含む同居家族( )人 親と(同居)(別居)	
フリガナ お勤め	フリガナ お勤め	フリガナ お勤め	お勤め <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 (ご本人または配偶者) お勤め <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 (ご本人または配偶者)	
フリガナ お勤め	フリガナ お勤め	フリガナ お勤め	お勤め <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 (ご本人または配偶者) お勤め <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 (ご本人または配偶者)	
フリガナ お勤め	フリガナ お勤め	フリガナ お勤め	お勤め <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 (ご本人または配偶者) お勤め <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 (ご本人または配偶者)	

①賃料	
②共益費・管理費等	
③駐車場使用料等	
④	
⑤	
⑥小計(①+②+③+④+⑤)	
⑦ライフカード保証料(⑥×1.89%)	
⑧合計(⑥+⑦)	
⑨水道・ガス料金等	料金支払先からの通知による額
⑩⑨に関するライフカード保証料	⑨×⑦と同じライフカード保証料率
⑪保険料・電気料金	加入された保険契約の保険料および小売電気事業者からの通知による電気料金
毎月支払総額	⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑪
あんしん保証料(⑥×****%)	¥:10000

キャッシングサービス利用・返済に関する書面は、「利用・返済の都度送付を受ける方式」か、「1か月の取引状況(1日から末日までの貸付け及び返済の状況)をまとめて送付を受ける方式(マンスリーステートメント方式)」かを任意に選択できるものとなりますが、左記のキャッシング利用・返済に関する書面送付欄で利用・返済の都度送付を受ける方式の選択をされない場合、マンスリーステートメント方式による送付にご同意いただいたものとさせていただきます。なお、マンスリーステートメント方式の場合、キャッシングサービスの利用・返済の際には記載事項を簡素化した書面を交付させていただくことについてもご同意いただいたものとさせていただきます。

申込住所と本人確認書類のご住所が不一致の場合は、公共料金の「領収書」もしくは、「住民票」をご用意ください。

カード発行に必要となりますので必ずご記入ください

お借入の状況	※住宅ローンのはそく 無 有	年収(税込)	万円
キャッシング利用ご希望枠	※お申込者ご本人に収入のない方は、キャッシングサービスのお申込みはいただけません。		
<input type="checkbox"/> ワイドタイプ(50万円)		<input type="checkbox"/> レギュラータイプ(30万円)	<input type="checkbox"/> スモールタイプ(20万円)
ショッピング取引を行う目的	<input type="radio"/> ① 生計費決済	<input type="radio"/> ② 事業費決済	<input type="radio"/> ③ 生計費決済及び事業費決済

写真交付	<input type="checkbox"/> 運転免許証(番号 ) ) <input type="checkbox"/> パスポート(番号 ) ) <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書・在留カード(番号 ) ) <input type="checkbox"/> 個人番号(マイナンバー)カード発行市区町村( ) (20 年 月 日まで有効) <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード 発行市区町村( ) )
本人確認記録	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証(保険者) 記号 番号 <input type="checkbox"/> 社会保険証他(発行者) 記号 番号 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳(交付年月日 ) (番号等) <input type="checkbox"/> その他( ) (番号等)
申込住所と確認書類住所が不一致のとき⇒ <u>不一致</u>	
補充資料	<input type="checkbox"/> その他( ) )
確認日	20 年 月 日 時 分
ご本人確認者氏名	上記書類の原本を確認しました。(姓) (名)

未成年の方 ●お申込者が未成年の方は、親権者の同意が必要です。

フリガナ 自署	フリガナ 電話	フリガナ 続柄	フリガナ 続柄
フリガナ 氏名	フリガナ 電話	フリガナ 続柄	フリガナ 続柄
フリガナ 氏名	フリガナ 電話	フリガナ 続柄	フリガナ 続柄

カード提携契約番号(VBL)	2 2 7 7 1 0 0 1 0 8 : 2
カード提携契約番号(VB)	2 2 7 7 1 0 0 1 0 9 : 0
家賃会員提携契約番号	2 8 6 4 1 7 0 1 0 1 7

株式会社丸正池田  
帯広店  
TEL:0155-37-2317 FAX:0155-37-2417  
【あんしん 東日本営業課 札幌支店】  
担当 氏名

提携保証会社からのお問合せは上記管理会社になります。

名称	
TEL	氏名

緊急連絡先

フリガナ 氏名	フリガナ 電話	フリガナ 続柄	フリガナ 続柄
フリガナ 氏名	フリガナ 電話	フリガナ 続柄	フリガナ 続柄
フリガナ 氏名	フリガナ 電話	フリガナ 続柄	フリガナ 続柄

フリガナ 物件名	フリガナ 物件住所	フリガナ 物件住所	フリガナ 物件住所
フリガナ 物件名	フリガナ 物件住所	フリガナ 物件住所	フリガナ 物件住所
フリガナ 物件名	フリガナ 物件住所	フリガナ 物件住所	フリガナ 物件住所

【保険会社へ記入内容を提供することについて】  
本審査申込書に記載されている申込者の個人情報は、保険商品、各種サービスの案内・提供等のため、株式会社全管協共済会および取扱代理店に提供することがあります。上記内容について、同意いただける場合は下の欄にチェックをしてください。  
 株式会社全管協共済会および取扱代理店に個人情報を提供することに同意します。

【小売電気事業者への電気需給契約お申込みについて】小売電気事業者との電気需給契約を希望される場合は、本申込書に記載されている個人情報、賃貸保証委託契約書に記載の小売電気事業者から提供することがあります。上記に同意のうえ、電気需給契約にお申込みされる場合は、下の欄にチェックをしてください。  
 私は、賃貸保証委託契約書に記載の小売電気事業者に個人情報提供されることに同意のうえ、電気需給契約を申込みします。

【お申込者の方へ】本申込書は正式契約前の審査申込書です。審査結果は上記管理会社・仲介会社へ通知いたします。当社が契約を承諾する場合は別途正式な契約手続きが必要となります。本審査申込書の記入内容と後日提出していただく申込書や確認資料等の内容が相違している場合や、お客様の状況が変化している場合は、本申込みや審査の如何にかかわらず、ご要望に添えない場合もございます。

【お申込み上の注意】お申込みの際は別紙記載のカード会員規約(要約)をよく読んでから十分納得したうえでお客様が自署してください。キャッシング利用ご希望枠を選択しない場合、キャッシングサービスはご利用いただけません。なお、審査の結果ご入会いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

本申込みに関する必要事項にご記入いただけない場合、また虚偽の表明・確約をされた場合は、本申込みをお断りすることがあります。



# 個人情報の取り扱いに関する同意約款

## 第1条 (個人情報の収集・利用・保有)

(1) 入会申込者(以下「申込者」という)及び会員(以下「会員」という)は、ライフカード株式会社(以下「当社」という)に対する申込み(申込みにより成立する契約を含み、以下単に「本契約」という)を含む当社との取引と与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(これを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じたうえで、以下の各条項(以下「本約款」という)により収集・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、利用確認、会員へのご利用代金のお支払等のご案内(支払遅延時の請求を含みます)をすること、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること及び途上与信を含むものとします。

①当社所定の申込書に申込者及び会員が記載した氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先(お勤め先内容)、家族構成、住居状況等の属性に関する情報(本契約締結後に当社が申込者及び会員から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む)。②本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、包括信用購入あっせんの手数料、毎月の分割支払または弁済金(支払額)、支払方法、振替口座等、本契約の内容に関する情報。③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況、債権譲渡等の情報等、会員との取引に関する情報。④本契約に関する会員の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資産、負債、収入、支出、当社が収集し保有・管理するクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況。⑤本契約の申込者が会員に相違ないことを確認するため、申込者から原本の提示または写しの交付を受けた運転免許証、健康保険証等の本人確認資料等に記載された本人識別情報(以下「本人確認情報」という)または審査資料に記載の情報、もしくは本人特定または所在確認のために当社が窓口へ請求し自ら交付を受けた戸籍謄本、住民票等に記載の情報。⑥会員が当社との間で既に締結した契約がある場合、当該契約の申込み等をした事実及び当該契約に関する客観的な取引事実に基づく信用情報並びに債権の回収や途上与信を通じて得られた情報。⑦お電話でのお問い合わせ等により当社が知り得た情報。⑧官報、電話帳、住宅地図等により公開されている情報。

(2) 申込者及び会員は、平成23年7月1日付けで株式会社ライフが当社を承継会社として吸収分割を行った後アイフル株式会社に吸収合併されたことに伴い、申込者及び会員と株式会社ライフとの間の取引にアイフル株式会社が保有している個人情報(アイフル株式会社が株式会社ライフを吸収合併した後において申込者及び会員から通知を受ける等により知った変更情報を含む)についてアイフル株式会社から提供を受けて当社が利用することに同意するものとします。なお、本項でいう個人情報の定義は(1)に準じるものとします。

(3) 会員は、当社と本契約に定める加盟店(以下「加盟店」という)が本契約に基づく立替精算、キャンセル精算、法令に基づく中途解約に伴う精算、加盟店との加盟店手数料等の精算のため、(1)①～③の個人情報を利用することに同意するものとします。

(4) 当社の企業ブランドと共に当社の提携先企業の企業ブランドをあわせ表示したクレジットカード(以下「提携カード」という)を申込みの場合は、当社及び提携カードの提携先企業(その親会社、関連会社、提携会社を含み、以下「提携先企業」という)が会員に対し付与するポイントサービス、その他の提携カードに付帯するサービスを当社及び提携先企業が共同して提供するために必要な範囲内で(1)①②の個人情報と共同して利用することに同意するものとします。

(5) 当社が保有する個人情報には、本申込み時に申込者から受領した情報(当社が当該申込みを否決した場合)及び本契約が終了し、または会員が完済した後の情報を含むものとし、当社が一定期間利用することに同意します。

## 第2条 (個人情報の利用)

会員は、当社が下記の目的のために第1条(1)①②の個人情報を利用することに同意します。

①当社の事業における新商品情報のお知らせ、関連するサービス。②当社の事業における市場調査、商品開発。③当社の事業における宣伝物・印刷物の送付、送信等の営業案内。

※当社の事業とは、クレジット事業(クレジットカード事業を含む)、融資事業、保証事業、集金代行事業、生命保険の募集、損害保険の代理業、加盟店・提携先企業・その他事業者の営業案内等を当社の営業案内等に封入し送付する事業等です。当社の具体的事業については当社ホームページ(<http://www.lifecard.co.jp>)でお知らせしております。

## 第3条 (個人情報情報機関への登録・利用)

(1) 当社が加盟する個人情報情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)及び当該機関と提携する個人情報情報機関に照会し、申込者、会員及びその配偶者の個人情報登録されている場合には、申込者及び会員の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。

(2) 申込者及び会員の本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人情報情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人情報情報機関及び当該機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員により、申込者及び会員の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

株式会社シー・アイ・シー(CIC)

登録情報	登録期間
①本契約に係る申込みをした事実	当社が個人情報情報機関に照会した日から6か月間
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内
③債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中及び契約終了後5年間

株式会社日本信用情報機構(JICC)

登録情報	登録期間
①本申込みに基づく個人情報(本人を特定する情報ならびに申込み及び申込商品種別等の情報)	当社が個人情報情報機関に照会した日から6か月以内
②本契約に基づく個人情報のうち本人を特定するための情報	契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間
③契約内容及び返済状況に関する情報	契約継続中及び契約終了後5年以内

登録情報	登録期間
④取引事実に関する情報	契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)

(3) 当社が加盟する個人情報情報機関の名称、住所、お問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

①株式会社シー・アイ・シー(CIC)(割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)  
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15F  
フリーダイヤル0120-810-414  
<http://www.cic.co.jp>

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

②株式会社日本信用情報機構(JICC)(貸金業法に基づく指定信用情報機関)  
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1  
TEL.0570-055-955  
<http://www.jicc.co.jp>

(4) 当社が加盟する個人情報情報機関と提携する個人情報情報機関の名称、住所、お問い合わせ電話番号は下記のとおりです。

①【CIC・JICCの提携個人情報情報機関】  
全国銀行個人情報センター  
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1(平成32年までは、東京都千代田区丸の内2-5-1)  
TEL.(03)3214-5020

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

※全国銀行個人情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

②CICとJICCとは互いに提携する個人情報情報機関です。

(5) 上記(3)に記載されている当社が加盟する個人情報情報機関に登録する情報は、(4)のとおりです。

①株式会社シー・アイ・シー(CIC)  
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報となります。

②株式会社日本信用情報機構(JICC)  
本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、申込情報(申込日及び申込商品種別等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等)、及び取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)となります。

## 第4条 (個人情報の提供・利用)

(1) 会員は、提携カードの場合において、当該提携先企業が、販売事業、サービス提供事業、その他上記第2条に記載の各目的(この場合において上記目的中「当社の事業」とあるのは、「提携先企業の事業」と読替えます)のため、当社が第1条(1)①②の個人情報を提供し、提携先企業が利用することに同意します。

(2) 申込者が提携カードを申し込んだ場合において、カード契約が不成立となった申込者を対象に、提携先企業がIDカード・現金ポイントカード等(以下「IDカード等」という)の発行を行うときは、提携先企業によるIDカード等の発行業務のためにカード入会審査の結果情報及び第1条(1)①の個人情報のうちIDカード等の発行に必要な個人情報を当社が提携先企業に提供することに同意します。

(3) 上記(1)の提携先企業への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から10年間とします。上記(2)の提供期間は、カード契約不成立となった日から6か月間とします。

(4) 当社が、本契約に関する与信業務、与信後の管理業務等の一部または全部を、当社と個人情報の提供に関する契約を締結した当社の委託先企業に委託する場合には、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条(1)の個人情報を当該委託先企業に提供し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。

## 第5条 (個人情報の開示・訂正・削除)

(1) 申込者及び会員は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

①当社に開示を求める場合には、第8条記載のセンターに連絡してください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社ホームページ(<http://www.lifecard.co.jp>)でお知らせしております。②個人情報情報機関への開示請求は、第3条記載の個人情報情報機関に連絡してください。

(2) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

## 第6条 (本約款に不同意の場合)

当社は、申込者が本契約の必要な記載事項(カード入会申込書の表面で申込者が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本約款の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、本約款第2条による当社からの宣伝物・印刷物の送付、宣伝情報等の送信及び第4条による提携先企業から商品等の案内を行うことに同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約を拒否することはないものとします。なお、第2条に同意しない場合でも、当社が会員に対して送付する請求書に同封される宣伝物・印刷物の抜き取りはできません。

## 第7条 (同意の取消)

本約款第2条及び第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の第2条による当社からの宣伝物・印刷物の送付、宣伝情報等の送信及び第4条による提携先企業への提供を中止する措置をとります。なお、第6条なお書きの定めは、本条でも同様とします。

## 第8条 (個人情報の取り扱いに関する管理責任者及び問い合わせ等の窓口)

本約款第1条(4)に関する管理責任者は当社となります。また、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報管理責任者を設置しております(個人情報管理責任者役職等の詳細は、当社ホームページ(<http://www.lifecard.co.jp>)をご覧ください)。本約款第1条(4)並びに個人情報の開示・訂正・削除についての申込者及び会員の個人情報に関するお問い合わせや個人情報の利用・提供の中止、その他のご意見の申出は、下記のセンターにお願いします。

カスタマーセンター/横浜市青葉区荏田西1-3-20 〒225-0014

(裏面に続く)



TEL.(045)914-7003(受付窓口/インフォメーションセンター)

### 第9条 (本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条及び第3条(2)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

### 第10条 (約款の変更)

本約款は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとし、同意の取得もしくは適切な方法での通知または公表を行うものとします。

## 反社会的勢力の排除 (要約)

1 お申込者及び会員は、現在次のいずれにも該当しないことを表明します。また将来にわたっても次のいずれにも該当しないことを確約します。

- ①暴力団。②暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者。
- ③暴力団準構成員。④暴力団関係企業。⑤総会屋等。⑥社会運動等標ぼうゴロ。
- ⑦特殊知能暴力団等。⑧前各号に掲げる者の共生者。⑨その他前各号に準ずる者。

2 お申込者及び会員は、自らまたは第三者を利用して次に該当する行為を行わないことを確約します。

- ①暴力的要求行為。②法的責任を超えた不当な要求行為。③脅迫的な言動、暴力を用いる行為。④当社の信用を毀損し、業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。

3 虚偽の申告をしたことが判明した場合、当社はカードの使用を停止し、会員の資格を取消すことができます。

## カード会員規約 (要約)

### 1 (会員及び家族会員)

会員は、家族会員が利用したカード利用代金についてもお支払いの責任があります。

### 2 (カードの貸与)

カードは当社が貸与した会員本人のみが利用できます。他人に貸す、譲る、カード情報を教える、質入れすることはできません。

### 3 (有効期限)

カードの有効期限はカードに表示し、当社が認めた場合は更新カードを送付するものとします。

### 4 (年会費)

カード年会費は、毎年当社指定月にお支払いいただきます。また年会費の返金はいたしません。

### 5 (暗証番号)

暗証番号は、他人に知られないようご注意ください。当社より暗証番号をお聞きすることはありません。

### 6 (費用の負担)

カード利用代金のお支払いに必要な費用、当社の提携する金融機関等のATMでカードキャッシングご利用の際のATM利用料、カード紛失・盗難の際のカード再発行手数料などは会員負担となります。

### 7 (カードの紛失・盗難等)

カードの紛失・盗難の場合速やかに当社に連絡し、最寄りの警察に届け出てください。また、当社所定の届出書を提出してください。

### 8 (脱会・カードの使用停止)

カードを脱会する場合は当社の指示に従ってください。また、会員規約に違反した場合、または当社が会員として不適格と判断した場合は、カードの使用を停止しカードを返却していただきます。

### 9 (期限の利益喪失)

カードショッピングの利用代金のお支払いを遅滞し、当社より20日以上期間を定めて書面で請求されたにもかかわらずお支払いのないとき、またはキャッシングのお支払いのうち元本もしくは利息制限法所定の制限利率を超えない範囲の利息のお支払いを1回でも遅滞したときは、残金を一括してお支払いいただきます。

### 10 (届出事項の変更)

氏名・住所・指定振替口座の変更は、速やかに当社へご連絡ください。

### 11 (支払停止の抗弁)

商品の引渡しがなく場合や商品に欠陥がある場合等の事由が生じたときには、その商品等についてのお支払いを停止できる場合があります。加盟店と交渉し問題が解決しない場合は当社にご連絡ください。

### 12 (住民票取得等の同意)

お申込者及び会員は、ご入会審査、与信管理のため、当社が必要に応じ、お申込者または会員の住民票等を当社が取得し利用することに同意していただきます。なお、会員は、当社が住民票等の取得に際し、入会申込書の写し、お支払状況を証する資料、その他交付条件とされた資料を行政機関に提出することに同意していただきます。

### 【相談窓口】

- 1 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードを利用された加盟店にご連絡ください。
- 2 本規約についてのお問い合わせ、ご相談、ご意見、苦情及び支払停止の抗弁については当社にご連絡ください。

### 【当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関】

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター  
東京都港区高輪3-19-15 〒108-0074 TEL.03-5739-3861

## ライフカード株式会社

東京都港区芝2-31-19 パンザイビル 〒105-0014  
カスターマーセンター/横浜市青葉区荏田西1-3-20 〒225-0014  
登録番号 関東財務局(3)第01481号  
TEL.(045)914-7003(受付窓口/インフォメーションセンター)

貸付条件の確認をし、借り過ぎに注意しましょう。

日本貸金業協会会員 第005681号

返済等でお悩みの方は日本貸金業協会 [相談・苦情受付窓口]  
0570-051-051(9:00 ~ 17:30 休/土、日、祝、年末年始)

## カードショッピングのご案内

### 1 (お支払方法・手数料)

- ライフカード加盟店の場合
    - 1 一回払い、回数指定分割払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い
  - Visa 加盟店の場合
    - 国内では…1 回払い、2 回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い
    - 海外では…1 回払い、リボルビング払い
- ◇包括信用購入あっせんの手数料 (以下単に「手数料」といいます。)  
◇リボルビング払いを除く手数料率

お支払回数 (回)	1	2	3	5	6	10	12	15	18	20	24	ボーナス一括払い	
お支払期間(か月)	1	2	3	5	6	10	12	15	18	20	24	2~6	
手数料の利率 (実質年率・%)	0	A	B	12.2	13.5	13.8	14.5	14.7	14.8	14.9	14.9	0	
	0	0	10.0										
現金価格100円当たりの手数料の額(円)	0	0	1.26	2.04	3.4	4.08	6.8	8.16	10.2	12.24	13.6	16.32	0

◇リボルビング払いの手数料率……………実質年率：15.0%(実質月利：1.25%)  
\*初回のリボルビング払いの手数料は利用の翌日からの日数にかかわらず1か月分とします。

◆一部の加盟店では上記お支払方法、手数料率と異なる場合があります。

◆手数料率は金融情勢等の変動により変更する場合があります。

●お支払例<ご利用金額10万円、10回払いの場合>

- ・手数料……………100,000円×6.8円÷100円=6,800円
- ・お支払総額……………100,000円+6,800円=106,800円
- ・初回分割お支払金額……………10,600円+800円=11,400円
- ・2回目以降分割お支払金額……………10,600円
- (分割お支払金額は100円単位とし端数は初回分割お支払金額に算入します。)

●お支払例<ご利用残高10万円、リボルビング払いの場合>

- ・弁済金(お支払金額)……………10,000円
- ・手数料充当額……………100,000円×1.25%(実質月利)=1,250円
- ・元本充当額……………10,000円-1,250円=8,750円

◇リボルビング払いの月々の弁済金(お支払金額)

ご利用残高 (国内、国外利用分の合計)	弁済金 (お支払金額)	ご利用残高 (国内、国外利用分の合計)	弁済金 (お支払金額)
1円～5万円	～5,000円	10万円超～15万円	15,000円
5万円超～10万円	10,000円	15万円超～20万円	20,000円

\*ただし、ご利用残高が20万円を超える場合、ご利用残高5万円当たり5,000円単位で弁済金(お支払金額)の増額となります。

### 2 (締切日・支払日)

毎月5日に締切り、その月のお支払日(口座振替の手続きが完了した以降は、指定金融機関の振替日で、毎月3日、26日、27日、28日、29日。お支払日が毎月3日の場合は翌月3日)に、口座振替でお支払いいただきます。また、お支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

### 3 (遅延損害金)

- (1) お支払回数が1回払い以外で、商品、役務、割賦販売法に定める指定権利に関する取引の場合は、お支払金額に対して実質年率14.6%を乗じた額と、残金の全額に対して商事法定利率を乗じた額のいずれか低い額とします。
- (2) リボルビング払い、お支払回数が1回払い、または、お支払回数が1回払い以外でも割賦販売法に定めのない権利に関する取引の場合は、お支払金額に対して実質年率14.6%を乗じた額とします。

## カードキャッシングのご案内

### 1 (お支払方法・利息)

- ・翌月一括払い(残債方式)……………実質年率:18.0%
- ・リボルビング払い(残高スライド元利定額方式)……………実質年率:18.0%

\*ただし、カードキャッシングの1回のご利用金額が100万円以上の場合、または、当社における融資ご利用残元金とカードキャッシングご利用金額の合計が100万円以上の場合、当該カードキャッシングご利用分については、実質年率15.0%が適用されます。

◆利息の利率は金融情勢等の変動により変更する場合があります。

### 2 (リボルビング払いの月々のお支払額)

前月末残債務額	お支払額	前月末残債務額	お支払額
1円～20万円	～10,000円	20万円超～40万円	20,000円

\*ただし、前月末残債務額が40万円を超える場合、前月末残債務額20万円当たり10,000円単位でお支払額の増額となります。

### 3 (返済期間/返済回数)

- ・翌月一括払い…26日～67日/1回
- ・リボルビング払い…(融資利率180%で50万円借入を行った場合)41か月/41回 (融資利率150%で200万円借入を行った場合)70か月/70回

\*返済期間、返済回数はご利用残高及びお支払方法に応じ、元金と利息を完済するまでの期間、回数となります。なお、ご利用可能枠の範囲内で繰り返し借り入れる場合には、ご利用残高が変動するため、返済期間、返済回数も変更となります。

### 4 (締切日・支払日)

毎月末日に締切り、翌月のお支払日(口座振替の手続きが完了した以降は、指定金融機関の振替日で、毎月3日、26日、27日、28日、29日。お支払日が毎月3日の場合は翌々月3日)に、口座振替でお支払いいただきます。また、お支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

### 5 (遅延損害金)

実質年率20.0%とします。

## 【立替払委託契約及び連帯保証契約に関する規約(要約)】

### 第1条(立替払の範囲)

あんしん保証株式会社(以下、甲という)と立替払委託契約の申込者(以下、乙という)は、乙が管理会社(以下、加盟店という)または賃貸人と締結する表記載物件に係る賃貸借契約(以下、賃貸借契約という)に基づく乙の賃貸人に対する債務および乙と表記載の保険会社(以下、保険会社という)が締結する表記載物件に係る保険契約(以下、保険契約という)に基づく乙の保険会社に対する債務、乙と表記載の電力供給会社(以下、小売電気事業者という)が締結する表記載物件に係る電気需給契約(以下、電気需給契約という)に基づく乙の小売電気事業者に対する債務、並びに乙と表記載のガス供給会社(以下、ガス事業者という)が締結する表記載物件に係る都市ガス利用契約またはLPガス利用契約(以下、総称してガス利用契約という)に基づく乙のガス事業者に対する債務に關し、甲が、乙に代わって、最大3ヶ月分の保証委託契約に関する規約に記載の保証範囲内のうち、明渡訴訟費用以外の賃料等の賃貸費用並びに保険料、電気料金、ガス料金について立替払することに合意します。

### 第2条(締切日・支払日および支払方法)

- 乙は、甲が立替払した前条に定める金員および「更新保証料」「月額保証料」について、毎月甲所定の期日に締切り、当月26日・27日・28日・29日ないし翌月3日(指定金融機関により異なります。)に甲に支払うものとします。
- 乙は、立替払いによる支払金その他本契約に基づく乙の一切の支払債務について、乙が予め約定した甲の指定する金融機関の預金口座から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、振替口座の届出遅延、金融機関に対する振替口座設定手続不備、乙の金融機関との口座振替契約の解約等、振替口座の設定がされていない場合その他甲が特に指定した場合には、甲指定の金融機関口座へ支払うものとします。なお、支払日が金融機関休業日の場合、翌営業日とします。また、その際、乙は、甲に対する支払に要する費用(送金手数料等)を負担するものとします。

### 第3条(立替払の求償権と遅延損害金)

- 乙が、前条に定める支払債務について前条の支払期日に遅延した場合、甲は乙に対し求償権を行使することができ、乙は、甲に対して、立替払金、その立替払に要した費用および保証料欄記載の保証料の合計額、並びにこれらにこれらの金員に対する支払期日の翌日から支払日に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金(年365日の日割計算による)を支払うものとします。なお、遅延損害金の割合等については乙は甲に異議申し立てをしません。
- 振替口座の届出遅延、金融機関に対する振替口座設定手続不備、残高不足等の理由により前条の口座振替手続が不能となった場合、前項に定める遅延損害金とは別途、乙は甲に対し督促費用の実費として500円(消費税別)を支払うものとします。

### 第4条(連帯保証契約)

- 甲と連帯保証契約申込者(以下、丙という)は、以下のとおり合意します。
- 丙は、前記立替払委託契約に基づく乙の甲に対する一切の支払債務全般及びそれに付随する一切の費用について、乙と連帯して債務履行の責任を負います。
  - 丙は、乙の賃貸借契約の連帯保証人として、賃貸人に支払いをした場合においても、甲に対し、求償することはできないものとします。

## 【賃貸保証委託契約及び連帯保証契約に関する規約(要約)】

甲と、乙は、乙の賃貸借契約に基づく債務、保険会社に対する債務、小売電気事業者に対する債務、ガス供給会社に対する債務に關し、甲と乙の立替払委託契約(以下、立替払委託契約という)を締結したことにより、以下のとおり賃貸保証委託契約(以下、本契約という)も同時に締結されることについて合意します。

### 第1条(契約の成立)

本契約は、甲と乙との立替払委託契約が成立したことにより、同時に成立します。その後、乙は本契約書を甲に交付します。ただし、加盟店または賃貸人、小売電気事業者、保険会社、ガス事業者が本取引を開始するためには、甲所定の手続きが必要となり、同手続きが行われた日を本契約の開始日とします。なお、本契約を更新する際にも、同様の手続きが必要となります。

### 第2条(保証の範囲)

- 甲は、乙の賃貸借契約、保険契約、電気需給契約並びにガス利用契約に基づく債務のうち、下記のいずれかに該当するものについて乙と連帯して、立替払委託契約に基づき立替払した金員およびその金員を超える債務に關し、保証債務を履行するものとします。なお、下記に定めた保証範囲のうち対象となる保証債務以外は全て対象外とします。ただし、賃貸人と保証契約書または賃貸人並びに保険会社、小売電気事業者、ガス供給会社の代理人となる加盟店との間の保証契約書記載の保証の範囲と下記保証の範囲が異なる場合は、保証契約書記載の保証の範囲において保証するものとします。

保証範囲			
取扱対象物件	居住用住宅・事務所 (居住仕様ビルに限る)	店舗・事務所 (オフィス・店舗使用ビル)	
保証期間	明渡し完了まで無制限	滞納6ヶ月分までを 限度とする。	
保証項目	家賃、共益費、駐車場料金、町会費の合計(以下、月額賃料等という。)		
水道光熱費	全額保証	対象外	
残置物処理費用	全額保証	対象外	
明渡し交渉	対象	対象外	
明渡し訴訟費用	全額保証	対象外	
明渡し遅延損害金	1ヶ月につき月額賃料等相当額	対象外	
賃貸借契約に基づく賃料	早期解約違約金	早期解約違約金は、入居1年未満は賃料の2ヶ月分、入居1年以上2年未満は賃料の1ヶ月分を限度として保証。以外は無償とする。	対象外
	原状回復費用	賃貸人および甲が「債務名義を取得できない原状回復費用は無償とする。	対象外
	更新料	全額保証	対象外
保険契約に基づく保険料	全額保証	対象外	
電気需給契約に基づく電気料金	全額保証	対象外	
ガス利用契約に基づくガス料金	全額保証	対象外	

- (注1) 賃貸人が乙に対して一定期間賃料の支払いを免除した場合(フリーレント)、その期間の賃料は保証対象外とします。  
(注2) 戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害は無償とします。  
(注3) 火災、ガス爆発、自殺等賃貸人の故意・過失行為によって生じた損害は無償とします。  
(注4) 賃貸借契約または、本契約の各条項に違反したときは無償とします。

- ① 賃貸借契約上の賃借人並びに保険契約、電気需給契約、ガス利用契約上の契約者として、乙の氏名が記載されていなかったときは、甲は前項の保証債務を履行する義務を負わないものとします。  
② 表記載物件(保証対象物件)の入居者(以下、入居者という)に変更が生じたとき、乙が甲に入居者の変更を通知し、それに対して甲の書面による承諾がない場合は、甲は、賃貸人並びに保険会社、小売電気事業者、ガス事業者に対し、前項の保証債務を履行する義務を負わないものとします。  
③ 乙の甲に対する債務の保証人が乙の代表者である場合、その代表者の変更が生じたとき、乙が甲に代表者の変更を通知し、それに対して甲が書面による承諾がない場合は、甲は、賃貸人並びに保険会社、小売電気事業者、ガス事業者に対し、前項の保証債務を履行する義務を負わないものとします。

### 第3条(保証料)

- 乙は、入居時および更新時に「賃貸保証委託契約書」表面の保証料欄AまたはB記載の保証料を甲に支払うものとします。なお、水道光熱費が毎月ごとに変動する場合は、入居時および更新時に加盟店および賃貸人が定める「みなし水道光熱費(実績)金額」に基づく金額を、月額賃料等に算出した金額に対し、「賃貸保証委託契約書」表面の保証料欄AまたはB記載の保証料率を乗じた金額を、乙は甲に支払うことに予め同意します。  
2. 賃貸借契約に基づく乙の賃貸人に対する債務について、甲が加盟店または賃貸人もしくは保険会社、小売電気事業者、ガス事業者に立替払または保証債務の履行をした場合、乙は、前項の保証料とは別に、「賃貸保証委託契約書」表面の保証料率欄C記載の金額もしくはC記載の料率を立替内容および保証履行内容に乗じた金額を月額保証料として甲に支払うことに予め同意します。  
3. 乙は、保証料が税制等の改正および経済情勢等の変動により変更されることに異議申し立てをしません。  
4. 乙は、甲に対し、賃貸借物件を明け渡すまで、引き続き保証料を支払うことに予め同意します。  
5. 甲は、乙から徴収した保証料の返金については理由の如何を問わず一切いたしません。

### 第4条(求償金)

- 甲が、保証債務を履行したときは、甲は乙に対し求償金を行使することができ、乙は、甲に対してその保証債務額、保証債務履行に要した費用および保証料欄記載の保証料の合計額、並びにこれらの金員に対する支払期日の翌日から支払日に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金(年365日の日割計算による)を支払うものとします。なお、遅延損害金の割合等については、乙は甲に異議申し立てをしません。  
2. 乙は、甲に対する支払に要する費用(送金手数料等)を負担するものとします。  
3. 乙が甲に対する求償金の支払を怠った場合、前々項に定める遅延損害金とは別途、乙は甲に対し督促費用の実費として500円(消費税別)を支払うものとします。

### 第5条(返済金の充当順序)

乙の返済した金額が本契約に基づき乙が甲に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、乙に対する何等の通知なく甲が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても乙は甲に対し異議申し立てをしません。

### 第6条(連帯保証契約)

- 甲と連帯保証契約申込者(以下、丙という)は、以下のとおり合意します。
- 丙は、本契約に基づく乙の甲に対する一切の支払債務全般及びそれに付随する一切の費用について、乙と連帯して債務履行の責任を負います。
  - 丙は、乙の賃貸借契約の連帯保証人として、賃貸人に支払いをした場合においても、甲に対し、求償することはできないものとします。

## 【お問い合わせ・ご相談窓口】

本契約についてのお問い合わせおよびご相談については、下記あんしん保証株式会社にご連絡ください。

### 〈本契約についてのお問い合わせ〉

あんしん保証株式会社  
消費者ご相談窓口  
〒104-0031 東京都中央区京橋1丁目11番8号 西銀MIDビル6階  
電話:0120-561-440  
受付時間:9:00~18:00(土日祝日、当社指定休日は除く)